

## 神奈川県体操協会 財務委員会 規程

第1条 神奈川県体操協会（以下「本協会」という）規約第7章第22条に基づき財務委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第2条 委員会は、本協会の財務に関する次に掲げる専門事項を審議・所管し、理事会に意見を具申する。

（1）資金調達、受入方法及び運営に関すること。

（2）広告募集に関すること。

（3）その他財務に関すること。

第3条 委員会は委員長1名、副委員長若干名、委員若干名をもって組織する。

第4条 委員長、副委員長、委員は会長が委嘱する。

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

第6条 委員会は委員長が必要に応じ、理事長の承認を得て開催する。

第7条 理事長・副理事長は委員会において意見を述べることができる。

第8条 委員会の決定事項は常務理事会の承認を必要とする。

第9条 本規程の変更は理事会の承認を必要とする。

付則 本規程は平成27年4月1日より施行する。